

いのちのとりで裁判（生活保護基準引下げ訴訟）最高裁判決に基づき 国が生活保護行政を抜本的に改善することを求める声明

全国老人福祉問題研究会

国の措置は「違法」と断罪した画期的最高裁判決

生活保護基準は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障」し（憲法 25 条）、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」（生活保護法8条の2）でなければならないと定められているにもかかわらず、自公政権は 2013～15年の3年間に史上最大10%も引き下げ、200 万人超の受給者に給付すべき総額約670億円を削減しました。

これに対し、2014 年から生活に困窮する全国 1027 人の原告が 300 人の弁護士と全国の支援者とともに生活保護法違反として国にその撤回を求めて提訴、今日までに全国 29 地裁計 31 件のうち 20 件で勝訴、高裁では 12 件のうち 7 件で勝訴していました。それでも国側が「厚労相の判断は合理的で適法」と頑なに主張するなかで6月27日、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）は原告の訴えを受け止め、国の措置は「違法」と断罪する画期的判断を下しました。

生活保護切下げを衆院選公約に掲げた自民党

2012 年、当時野党であった自民党は政権復帰をめざすなかでマスコミも利用し、芸能人親族の生活保護受給や 1%にも満たない生活保護不正受給など対する大々的バッシングを先行させ、同年の衆院選の公約に給付水準原則 10%減額を掲げて政権復帰しました。そして、安倍内閣は 2008 年のリーマン・ショック後失業者が急増したことなどで下落した物価がそのまま消費の減少につながったとして、生活保護基準を引下げました。

生活に困窮する高齢者が裁判の先頭に

わが国では非人道的な低年金制度のため、高齢者の多くが生活保護基準以下の生活を強いられ、一方では生活保護受給者の過半数を占めている実態を反映し、本裁判では全国で高齢者が原告を担い、先頭に立って裁判を支えてきました。原告の2割超 232 名が今回の最高裁勝訴の結果を見ることなくすでに亡くなっていることに象徴されます。

最高裁判決は、約 10 年にわたり全国の高齢者や病苦、さまざまな障害を抱えた人々がまさに「いのちのとりで裁判」としてたたかってきた結果の勝訴です。

この国の司法が生きていたことの喜びを共に

私たちは、この裁判を担ってきた「いのちのとりで裁判全国アクション」の、「歴史に残る本判決を受けて」「この国の司法が生きていたことの喜びを共に噛みしめ、分かち合いたい」との思いを共有し、「長年にわたり数百万人の生存権（憲法 25 条）と個人の尊厳（憲法 13 条）を侵害し続けた国に対し、本判決に従い、全ての生活保護利用者への謝罪、本件引下げ前の基準による保護費との差額支給等必要な被害回復措置を直ちに講じるよう求める」「前代未聞の権利侵害を二度と発生させないよう、厚生労働大臣の裁量を明確に制限し、生活保護バッシングの再来を許さない」「『生活保障法』の制定等の措置を速やかに講じるよう求める」との国に対する要請を全面的に支持するとともに、すでに亡くなった原告も含め、全原告への補償を要求するものです。

2025 年 7 月 1 日